



HIROSAKI  
UNIVERSITY

# 第17回 弘前大学 震災研究交流会

弘前大学のネットワークで震災研究を広げよう。

被災地青森県、復興へ向けて。

日時 2013年3月5日(火) 18:00~20:00

場所 コラボ弘大8F 八甲田ホール

司会 檜 貢 弘前大学大学院地域社会研究科 研究科長

18:05 ~ 講演

「青森県における復興の現状評価と今後」

井口 泰孝 弘前大学学長特別補佐

「日本大震災における八戸圏域企業の行動」

佐々木 純一郎 弘前大学大学院地域社会研究科 教授

19:45 ~ 意見・情報交換

- ※ 震災対応や震災研究に興味のある方はどなたでも参加・聴講できます。
- ※ 当日、報告の後に、震災に関する情報・意見交換を行います。情報をお持ちの方はこの機会にご紹介ください。
- ※ 連絡会終了後、有志の懇親会を予定しています。

## ◆第16回弘前大学震災研究交流会の概要◆

2013年1月28日(月) 18:00~ @コラボ弘大1F コミュニティスペース

司会 片岡 俊一(弘前大学理工学研究科 准教授)

ごあいさつ 鎌田 雄(弘前市 市民環境部 防災安全課 課長)

講演

「弘前市防災マイスター育成講座について」米澤 朋也(弘前市 市民環境部 防災安全課)

「東日本大震災が開く自治体間支援の可能性」平井 太郎(弘前大学大学院地域社会研究科 准教授)

◆  
最初の発表は、弘前市防災安全課の米澤氏。「地域の防災リーダーの育成が必要であると考え、講座を開設するに至った」のだという。弘前市では、大規模・広域的な災害が発生した場合、公助の力には限界があると考えた。対応力の分散は応急対策の遅延を招き、被害が拡大する。そのため、自助・共助の力を引き出し結集する人材を育成を試みた。同市の防災担当者らは、防災対策の強化を図りたいとして、弘前市政策研究事業(スマイルメーカープロジェクト)に申請、採択され、①リーダーの育成、②未来への伝承、③防災へのきっかけづくり、という3つの柱をもとに事業を進めることとした。また、この講座の修了者を「弘前市防災マイスター」として認定するとともに、NPO法人日本防災士機構の認定講座とすることで、防災士の受験資格を得られるよう調整し、その費用を弘前市で負担することにした。講座の内容は多岐にわたり、弘前大学のみならず、県、気象台、損害保険協会、医師会などの協力を得ることができたという。

受講後のアンケートによると、受講者からは、講座の内容は「防災意識の向上に繋がる」ものであるとの意見が多く見られた。東日本大震災をうけ、防災に対する市民の意識は非常に高くなっている。また、弘前市の防災マイスター育成講座は、他の自治体からも注目されており、問い合わせや視察の際の質問も寄せられている。米澤氏は「弘前市では地域防災力の向上のために、今後も尽力する」と話し、講座は来年度以降も継続を予定している。

◆  
次の発表は、大学院地域社会研究科の平井准教授。広域災害における自治体間支援に関する内容である。自治体間支援とは、被災していない自治体が窓口となって被災地や被災者を支援することを指す。総務省によれば、自治体間支援は5つに分類されるといい、その分類は①人的支援、②物的支援、③被災者の受け入れ、④被災地への寄付金・義援金の受け入れ、⑤その他、である。

平井氏は、弘前大学・名古屋大学・香川大学・山口大学を結び自治体間支援について研究する共同研究組織をたちあげ、定期的に協議を行った。その間、地理的に被災地に最も近い弘前大学では、東北地方3県の行政組織に対して聞き取り調査を行った。

この調査では行政職員の派遣について3県に大きな相違は見られなかった。阪神淡路大震災を機に国の指導で締結された災害時相互応援協定をもとに、東北地方は北海道と新潟県を加えた8道県協定が結ばれ、各道県が被災したときには応援調整県が被災道県から要請をとりまとめ、ほかの道県と支援する人員や物資などを調整することになっており、基本的にはこの枠組みが機能した。

これに対して、3県で違いがみられるのが、ボランティアの派遣であるという。まず、青森県ではボランティア派遣事業が行われていない。これに対し、秋田県と山形県ではボランティア・バスによる支援が行われた。両県のボランティア派遣についての違いを、平井氏は「正統性」と「実効性」という視点で論じた。青森県では秋田・山形両県のような葛藤が見られないことから、平井氏の指摘は、「人材や財源がないのではなく、問題点や問題解決の可能性が顕在化していない」と手厳しい。

また、寄付金の受け入れについて、山形県のボランティア派遣や秋田県の被災者受け入れ支援の展開でも、既存の法制度のハードルをこえるために自由度の高い寄付金が活用された。ここで、同氏が注目したのは、これらの寄付金が、その時限性に従い、地震発生直後には、被災者に対し寄付金を直接分配するなどの被災直後の支援の「実効性」を踏まえた活用をなされており、長期的にはより慎重に公募と公開審査による意思決定がなされていたという点である。寄付金を基盤とした自治体支援の在り方は、既存の法制度を補完しながら可能性を広げていると言えるようだ。(M)

【連絡先】 弘前大学大学院地域社会研究科 檜貢研究室(教員室2)

Tel 0172-39-3938(内線3938) Mail himaki at cc.hirosaki-u.ac.jp